

## 議題4 今後の八代市住民自治推進団体連絡会議の協議内容について

### 1 後期計画の策定とスケジュールについて

平成22年3月に策定された「八代市住民自治によるまちづくり行動計画（前期）」においては、平成19年9月に策定された「住民自治によるまちづくり基本指針」をより具体化し、計画的かつ効果的に実現するために平成22年度から平成26年度までを前期（準備期間）、平成27年度から平成31年度までを後期（実施期間）として、それぞれ5ヵ年計画として明記しています。また、この計画は毎年、見直し・調整しながら、平成27年度からの後期計画を平成26年に提示することになります。

#### 八代市住民自治推進団体連絡会議設置要領（抜粋）

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

なお、検討結果等について特に必要と認める場合は、市長等へ意見を述べることができるものとする。

- (1) 住民自治によるまちづくり行動計画に関する事項
- (2) 住民自治組織に関する事項
- (3) その他住民自治の推進に関し必要な事項

2 連絡会議から出された意見については、地域審議会に反映させることができるものとする。

#### 【八代市住民自治によるまちづくり行動計画】

##### 基本指針

前期計画（準備期間）5ヵ年

平成22年度

平成26年度

後期計画（実施期間）5ヵ年

平成27年度

平成31年度

#### 【後期計画に向けて検討する項目】

- 公民館等施設のコミュニティセンターへの移管
- 地域協議会への財源移譲
- 行政提案型協働事業制度
- 市民活動総合補償制度
- まちづくり計画の策定

## 【行動計画（後期）策定想定スケジュール】

